

◆JREI復興メルマガ No.8◆◆=====

日本不動産研究所からの震災復興支援に関連する情報配信です。
=====◆◆平成24年8月22日◆◆

一般財団法人日本不動産研究所 震災復興支援チームです。
◇◇《目次》=====

1. 岩手県が「復興事業円滑化チーム」による許認可等関連手続きの迅速化に向けた取組を公表
2. 復興庁が「平成25年度復興庁予算に係る要求方針について」と「復興特区法に基づく課税の特例に係る指定の状況（平成24年7月末現在）について」を公表し、「双葉地方及び福島県と国との協議会」と「震災関連死に関する検討会（第3回）」を開催
3. 環境省が「災害廃棄物の処理の進捗に関する関係閣僚会合（第4回）」を開催
4. 水産庁が「被災地主要漁港の高度衛生管理計画の策定について～復興に向けた水産物流通機能の強化～」を公表
5. 弊所の動き
6. 地価公示制度の基礎知識（連載） 第2回 「土地鑑定委員会」

1. 岩手県が「復興事業円滑化チーム」による許認可等関連手続きの迅速化に向けた取組を公表

岩手県は8月21日(火)に「「復興事業円滑化チーム」による許認可等関連手続きの迅速化に向けた取組について」を公表しました。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=40789>

岩手県では、事業所管部局（農林水産部、県土整備部）、許認可等所管部局（農林水産部、県土整備部、教育委員会事務局）、広域振興局等（復興推進課）及び復興局からなる「復興事業円滑化チーム」を編成し、復興事業に係る複数の許認可等に関する手続きをワンストップで調整し、手続きの迅速化と復興事業のスピードアップを図ることで、市町村の復興に向けた支援を行っていくとしています。

2. 復興庁が「平成25年度復興庁予算に係る要求方針について」と「復興特区法に基づく課税の特例に係る指定の状況（平成24年7月末現在）について」を公表し、「双葉地方及び福島県と国との協議会」と「震災関連死に関する検討会（第3回）」を開催

「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」が8月17日(金)に閣議決定されました。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2012/kakugi-2012081701.html>

概算要求にあたっての基本的な考え方としまして、次の3点をあげています。

- (1) 東日本大震災からの復興対策、防災・減災対策への重点化
- (2) グリーンを中心とする「日本再生戦略」を踏まえた予算配分の重点化
- (3) 省庁の枠を超えた大胆な予算の組替えに資する編成の仕組みの導入

これを受けまして、復興庁は「平成25年度復興庁予算に係る要求方針について」をホームページに公表しました。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/20120817_25gaisan.pdf

平成25年度復興庁予算につきましては、次の4つの方針に基づいて概算要求を行うとしています。

- (1) 被災地が抱える課題として復興推進委員会等でも示されている、「住宅の確保・まちづくりの促進」「インフラ等の復旧・復興」「産業の振興と雇用の確保」「心のケアなどの被災者の支援」「福島の復興再生」の解決に資する予算とすること
- (2) 被災地公共団体の要望等を踏まえつつ、被災者の立場に立って、関係地方公共団体と丁寧に協議し、各府省と調整を行うこと
- (3) 特に福島に関しては、7月13日に閣議決定された福島復興再生基本方針等を踏まえて検討すること
- (4) これまでの予算の執行状況等を踏まえながら、被災地の復旧・復興に真に必要な経費となるよう要求額の精査を行うこと

また、8月17日(金)に復興庁は「復興特区法に基づく課税の特例に係る指定の状況(平成24年7月末現在)について」をホームページに公表しました。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/20120817_kazeitokurei.pdf

東日本大震災復興特別区域法に基づく課税の特例を受けるためには、認定地方公共団体による指定事業者等の指定が必要です。7月末現在の指定状況は以下のとおりです。

(1) 指定事業者数

391社。そのうち茨城県内の指定事業者数が194社、宮城県内の指定事業者数が105社となっています。

(2) 指定件数

493件。そのうち、第37条の特例(機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)が239件。第38条の特例(被災雇用者等を雇用した場合の税額控除)が229件。第39条の特例(開発研究用資産の特別償却等)が24件となっています。

さらに、復興庁は8月19日(日)に「双葉地方及び福島県と国との協議会」を開催しました。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/08/001185.html>

この会合には、「除染、廃棄物処理及び中間貯蔵施設に関する調査について」が会議資料として提出されています。中間貯蔵施設に関する調査としまして、双葉町、大熊町、楮葉町に合計12カ所の調査候補地を示しています。この12カ所につきまして、現地踏査、環境調査、ボーリング調査、線量調査、盛土試験、調査測量、除去土壌等の運搬のための交通量調査及び道路状況調査を予定しています。

中間貯蔵施設の調査に関しましては、平野復興大臣が8月7日(火)の記者会見のなかで触れていました。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/08/001175.html>

(問) 財物賠償の基準が出て、また、今日工程表が出ましたが、もう一つ、福島県の復興の大事なパーツである中間貯蔵施設の議論が停滞、水面下でやっているかもしれませんが、表立った会議が開かれていないと思いますけれども、近々開く予定はありますでしょうか？

(答) 開く予定があるかという、予定はまだ決まっていません。ただ、中間貯蔵施設はできるだけ早く建設を決めなくてはなりません。当然のことながら、そのための努力をいろいろやっているのは事実です。

(問) 例えば地質調査などはどの辺まで調査しなければならないというような話はあるのでしょうか？

(答) 中間貯蔵施設というのは一つの施設を造るものであり、中間貯蔵施設に限らず、一般論として、いろいろな公共施設を造るときには測量や調査が必要です。施設をお願いすることになり、いろいろな協議を進めていく中では、どこかで地質調査や測量等を行わなくてはならないのは事実です。

また、8月21日(火)の記者会見では、中間貯蔵施設に関する土地収用について触れています。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/08/001189.html>

(問) 地権者の了解を取らなければならないということは、土地収用法が適用されることは考えにくいということですか？

(答) それは私の口から言う話ではありません。原発事故で、あれだけの事故を起こして強制退去しなさいと言って、たまたまあそこに今、誰もいないわけです。その土地に中間貯蔵施設があるだろうと土地収用をかける。そんなことはできないと思います。土地収用委員会も、応じられないと思います。あくまでも丁寧に丁寧にお願いしていくことに尽きると思います。

さらに復興庁は、8月21日(火)に「震災関連死に関する検討会(第3回)」を開催しました。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/08/001188.html>

この会合では、震災関連死に関する原因等と有識者ヒアリングについての報告があり、震災関連死に関する報告(案)が資料として提出されました。

報告(案)では「東日本大震災に係る今後の対応」としまして、「東日本大震災の被災者等について、震災関連死を防止するには生活再建が大きな課題である。被災者等の様々なストレス要因を軽減するため、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施するとともに、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケアにも引き続き取り組んでいく」と記載されています。

3. 環境省が「災害廃棄物の処理の進捗に関する関係閣僚会合（第4回）」を開催

環境省は8月7日(火)に第4回目の「災害廃棄物の処理の進捗に関する関係閣僚会合」を開催しました。

http://www.env.go.jp/jishin/waste/ministerial_conf/conf004.html

この会合では、災害廃棄物の処理工程表と災害廃棄物の再利用の取組についての検討が行われました。

災害廃棄物の処理工程表は、災害廃棄物に津波堆積物を加えた処理対象全体について、より具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定し、目標期間内での処理を確実にするための計画（目標達成計画）です。

災害廃棄物等の処理につきましては、7月末現在における岩手県と宮城県の災害廃棄物と津波堆積物の処理・処分の実績は合計420万トン（進捗率18%）となっています。また、岩手県と宮城県の処理・処分の中間目標としまして、平成24年度末までに災害廃棄物と津波堆積物の処理・処分を合計1,280万トン（進捗率53%）としています。

福島県につきましては、「仮設焼却炉の設置等の処理体制の整備が十分進捗していない」ことから除外しています。

4. 水産庁が「被災地主要漁港の高度衛生管理計画の策定について～復興に向けた水産物流通機能の強化～」を公表

水産庁は、8月13日(月)に気仙沼漁港、石巻漁港、塩釜漁港、八戸漁港及び銚子漁港における水産物の高度な衛生管理手法を導入するにあたりまして、基本的な考え方や講ずる措置等を示した「高度衛生管理基本計画」を策定しました。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/120813.html>

東日本大震災の被災地では、水産業の早期再開に向けまして、漁港の復旧・復興が急ピッチで進められています。

とくに全国的な生産・流通の拠点漁港である気仙沼漁港、石巻漁港、塩釜漁港、八戸漁港及び銚子漁港の復旧・復興にあたりましては、漁港における水産物の高度衛生管理手法を導入することとしています。

「高度衛生管理基本計画」における「高度衛生管理」とは、取り扱われる水産物の陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、(生物的、化学的又は物理的)危害要因を分析・特定し、取り除くためのハード及びソフト対策を総合的に講じるとともに、この取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施及び記録の管理を行うことにより、消費者等からの要請に応じてこれらの情報の提供を可能とする体制の構築を目指しています。

5. 弊所の動き

弊所では、固定資産税評価における宅地価格の下落修正（平成23年1月1日から平成24年7月1日まで）につきまして、被災地の自治体向けに震災残価率との関連についての留意点を整理し、8月10日(金)に弊所ホームページ上で公表いたしました。

<http://www.reinet.or.jp/?p=9184>

この整理が、被災地における市町村の課税担当者に対しまして、実務の一助になることを願っております。

6. 地価公示制度の基礎知識（連載） 第2回 「土地鑑定委員会」

前回は「地価公示制度の概要」についてご説明しましたが、今回は「土地鑑定委員会」についてご説明いたします。

(1) 地価公示法における土地鑑定委員会の規定

地価公示法第12条には「国土交通省に土地鑑定委員会を置く」とされ、第14条に「委員会は委員7人をもって組織する。委員のうち6人は非常勤とする」とされています。また、第15条に「委員は、不動産の鑑定評価に関する事項又は土地に関する制度について学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。委員の任期は3年とする。委員は、再任されることができる」とされています。

(2) 土地鑑定委員会の所掌事務

土地鑑定委員会の所掌事務につきましては、国交省のホームページによりますと、以下のとおりになっています。

- ・地価の公示に関すること
- ・不動産鑑定士試験に関すること
- ・その他

また、土地鑑定委員会は「鑑定評価書小委員会」を設けることができ、そこでは、不当な鑑定評価等についての懲戒処分の調査が行われています。

(3) 土地鑑定委員会の役割

地価公示法第2条の（標準地の価格の判定等）として「土地鑑定委員会は標準地について、毎年1回、国土交通省令で定めるところにより、2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、一定の基準日における当該標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定し、これを公示する」とされています。

つまり、地価公示で毎年公表される内容は、不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて、国交省の土地鑑定委員会が決定していることとなります。

次回9月12日(水)に配信予定のメルマガ No. 9では、「鑑定評価員」についてご説明いたします。

情報配信サービス（このメール）について

このメールの内容等に関するお問合せは、お手数ですが、各担当までお願い申し上げます。

また、このメールの記事を許可なく転載することを禁じます。

Copyright(C) Japan Real Estate Institute All rights reserved

編集・発行：一般財団法人 日本不動産研究所

システム評価部 震災復興支援チーム 情報配信担当

http://www.reinet.or.jp/?page_id=8521

[TEL] 03-3503-5341 [FAX] 03-3503-4550